



➤ 発票の備考欄における必須記載事項

発票種類	備考欄の記載要求	根拠
貨物運送サービス	「積出地」「到着地」「車両種類と車両番号」「運送貨物情報」を明記する。記載内容が多い場合、別紙リストを添付可。	国家税務総局公告 2015年第99号
建築サービス	「建築サービス発生地」「建築プロジェクト名称」「跨地域（市）表示」を明記する。	2016年第23号
不動産リースサービス	「不動産所在地」「賃貸期間」「跨地域（市）表示」「権利証書／不動産権利証書番号」「面積単位」を明記する。	
差額課税	「差額課税」は、他の課税対象行為と混同して発行してはならない。	
税務局代行発行 (一般代行発行)	「納税者名称」と「納税者認識番号」を明記する。	
プリペイドカード販売	「プリペイドカード販売」は、増値税専用発票を発行することはできない。	2016年第53号

➤ 発票備考欄の記載不備に起因するリスク及び対策

1. 増値税

企業が貨物、役務、サービス、無形資産、不動産を購入する際に取得した増値税控除証憑が、法律・行政法規または国务院主管部門の規定に適合しない場合、仕入税額は売上税額から控除することができない。

根拠：『中華人民共和国増値税暫定条例』第9条

2. 企業所得税

企業が記載不備または規定不合致の発票を取得した場合、企業所得税の税引前控除における有効な証憑書類として認められない。

根拠：国家税務総局より『企業所得税税引前控除証憑管理弁法』の発布についての公告（国家税務総局公告2018年第28号）第12条

3. 土地増値税

発票の備考欄に建築サービス発生地の県（市・区）名称及びプロジェクト名称が記載されていない場合、当該費用は土地増値税の控除対象額に算入することはできない。

根拠：国家税務総局より営業税から増値税への移行パイロットプログラムに係る税収徴収管理事項についての公告（国家税務総局公告2016年第23号）

4. 対策

企業が取得した発票の備考欄に記載不備があることを発見した場合、以下の対応措置を講じることができる。

✓ **速やかに発行者に連絡し、発票の再発行または交換を依頼する**

企業所得税：国家税務総局より『企業所得税税引前控除証憑管理弁法』の発布についての公告

（国家税務総局公告 2018 年第 28 号）第 13 条に基づき、企業が取得すべきにもかかわらず発票を取得できなかった場合、支出が真実かつ実際に発生したものであれば、当年度の決算申告期限までに相手方に再発行または交換を要求しなければならない。

増値税：再発行または交換後の増値税専用発票に基づき、仕入税額を控除することができる。

✓ **再発行または交換が不可能な場合**

企業所得税：登録抹消、撤廃、営業許可証の法的取消し、税務当局による非正常戸としての認定など、特別な理由により再発行または交換が不可能な場合、関連資料により支出の真実性を立証できれば、当該支出の税引前控除が認められる。

増値税：備考欄に記載不備がある増値税専用発票を既に控除した場合、速やかに仕入税額の振替処理を行い、相当する税金を追納しなければならない。

➤ **まとめ**

デジタル発票の全面的な普及がなされるつれ、発票備考欄の管理はさらに高度化、自動化される可能性があります。こうしたなか、企業は発票備考欄の審査を、税務検査に対応するための臨時的な措置ではなく、日常的な業務として位置付けるべきです。発票審査を日常的な財務プロセスに組み込み、制度化、規範化された操作手順を確立してこそ、税務リスクを効果的に防止し、企業の持続可能な発展のための良好な基盤を提供できると言えます。

以上